

さらなる労働法制改悪に反対する決議

昨年、政府・財界が改悪を目論む労働法制のなかで「労働者派遣法」の改悪が強行されました。これにより「生涯派遣」が可能になるとともに、「正社員ゼロ」も可能となります。財界の人件費抑制という意向に沿った改悪です。法案は成立しましたが、すでに法律を廃止・改正に向けた運動が始まっています。

戦争法成立をめぐる日本国内が騒然としているなか、支持率低下を恐れ、いわゆる「残業代ゼロ法案」や「解雇の金銭解決制度」などの採決は見送られました。しかし、実態は「見送り」でなく「検討中」です。このことは、例えば「解雇の金銭解決制度」の導入見送りにかかる政府文書で「判決で解雇無効とされた場合における救済の多様化など労使双方が納得する雇用終了のあり方は、丁寧に検討を行う必要がある」とされていることから明らかで、政府・財界は決してこれらの労働法制改悪をあきらめたわけではありません。

私たちは労働者である前に「人間」であり、憲法では文化的で人間らしい生活が保障されています。しかし、安倍首相はその憲法さえも自分の意のままに変更しようとしています。「1億総活躍社会」などときれいな言葉で飾って自らの施策を正当化しようとしています。すべての施策が米国・財界の意向に沿った内容であり、労働法制の改悪もそれらの枠組みのなかで捉えることが必要です。

毎年100人を超える労働者が過労死で亡くなり、世界から「働き蜂」と揶揄される日本の労働者にとって本当に必要なのは、「残業代ゼロ法」でも「解雇の金銭解決制度」でも「限定正社員制度」でもありません。「同一労働・同一賃金」原則に基づく「均等待遇」の実現、正社員雇用の増加と非正規から正規雇用への転換促進、労働時間の短縮など、労働者の「働きがい・生きがい」を充実させることが必要です。それこそが、日本の将来にとって有益であると確信します。

昨年の戦争法をめぐる反対運動は、多くの国民に支持され日本国内に広がりました。労働法制改悪についても、その本質を宣伝していくことで反対の運動を広げることは可能です。私たち金融労連は、さらなる労働法制の改悪に断固反対するとともに、16春闘を通じてより多くの国民や労働者と連帯して運動を進めます。

以上決議する

2016年1月24日

全国金融労働組合連合会 第10回中央委員会